

TOYAMA VICTIM SUPPORT CENTER



公益社団法人

とやま被害者支援センターだより

2023.10.31 発行 第43号



黒部ダム

「犯罪被害者週間」関連行事として、次の被害者支援講演会＆コンサートを開催いたしますので、ご参加をお待ちしています。

被害者支援講演会＆コンサート

●日 時 令和5年12月3日(日)

午後1時30分～午後3時40分(開場午後1時)

●場 所 パレプラン高志会館「カルチャーホール」

プログラム

○開会式

○第一部 講演会 講 師 安田 貴彦氏

【公益社団法人 全国被害者支援ネットワーク顧問・元警察大学校長】

○第二部 富山県警察音楽隊によるコンサート

被害者のトラウマからの 回復のために私たちが考えるべきこと

富山県公認心理師協会

しまのたまお
会長 嶋野珠生



本年8月に公表されたジャニーズ事務所元社長による性加害事件に対し、同9月、日本トラウマティック・ストレス学会会長（重村淳氏）が声明を出しています（<https://www.jstss.org/docs/2023090200011/>）。「このような性暴力行為は断じて容認できません。2023年3月のイギリスBBCの報道やそれ以前の告発も含めて、この実態を伝えるべく多くの被害者たちが立ち上がられました。その勇気と努力はさぞかしものだったと推察し、最大限の敬意を表します。」

芸能界の出来事ゆえに、一般の方以上にメディアに曝されるリスクを負いながらも、被害者の方々自身が、自らの被害を語り、加害者を告発するためにつながり、立ち上がる運動をされたこと、そして、その結果事務所から謝罪を引き出したということは、トラウマからの回復に、大変大きな意味があることだと思います。

私たちは、自分の力ではどうにもできない出来事に遭ったとき、その状況の中を何とか生き延びるための自己防衛装置としての脳や身体の仕組みを持っています。しかし、それが記憶のシステムと関連し合って、人間にトラウマ記憶というものを残すことになると言われています。性被害、犯罪被害のような大きなトラウマは、“こんな目に遭ったのは私が悪い”、という自責の念を被害者にもたらすことが往々にしてあります。事実を認識できない子どもの場合は特に、自分が悪いからと思うことで、この理解不能な状況を理解可能なものとしようとする心の動きがあるのだと言われています。ですから、加害

者から正式に謝罪を受ける、ということは、「あなたは全く悪くない」「あなたの責任ではない」ということをはっきりさせることになり、被害者を心の苦しみから解放する大きな一歩になるのです。また、圧倒的なトラウマ出来事は、“私たちには何もできない”という無力感や、“身動き取れず固まるしかない”不動状態、そしてお互いの”つながりの断絶”といった感覚をもたらします。ゆえに、トラウマからの解放に必要なのは、”私には力がある”と感じること、”動くことができる身体を取り戻すこと”、”つながり合うことの安心感を取り戻すこと”なのです。だからこそ、ジャニーズの被害者の方々が、連帯し、自ら勇気ある行動をとられたこと自体で、ご自身たちの回復の一歩を力強く歩んでおられるのだと感じます。心から敬意を表したいと思います。

同時に前述の会長は「性被害によるトラウマ（心的外傷）は、当事者に長年にわたって不調をもたらします」とも言っています。特に長期にわたる被害や、身近な存在からの被害は、回復に時間を要します。そこには、心の専門家が寄り添い続けていくことが大変重要なことになってきます。富山県においてはトラウマの専門的な治療ができる機関や専門家はまだまだ数が少なく、増やしていくことが課題にもなっています。心の専門家の職能団体である富山県公認心理師協会も、今後さらに研鑽を重ねながら、地域の皆さまの身近なところで力を提供できるように進んでいきたいと考えています。

活動報告

4月～9月

» 支援活動状況

	相談の方法						直接的支援関係				
	電話	電子メール	手紙	面接	その他	計	支警察 援連	支裁判 援連	支検察 院連	弁護士 添い相談	その他
殺人(傷害致死)	8	7		3		18		5	1	2	
強制性交等(準含)	27			3		30		2			2
その他の性的被害	4	1		1		6		2			2
暴行・傷害	1					1					
交通事故	29	2		7		38			3		3
財産的被害	2					2					
その他	7					7					
計	35	2		1		38	1				1
計	113	12		15		140	1	9	4	2	16

» 研修会

県内研修

◆継続研修

- ・6/7 「交通事故とその責任・損害保険の基礎」
村越勝弘 氏(日本損害保険協会)
- ・7/5 「裁判員制度の現状と問題点」リモート
高橋久代 氏(NNVS認定コーディネーター)



◆養成講座

- ・9/6. 13. 20. 27 「ボランティア養成講座」
富山県、検察庁、県警察、弁護士、公認心理師、精神科医の方々に講師としてお越しいただきました。



◆事例検討会

- ・5/18
スーパーバイザー 大久保恵美子 氏
アドバイザー 高野佳子 氏

継続研修

県外研修

- ・7/8. 9 「質の向上研修 上半期」 愛知県 2名
- ・8/4. 5 支援責任者会議 東京都 1名



養成講座 津嶋理事長の講話

» 広報啓発

命の大切さを学ぶ教室

- ・6/30 高岡工芸高等学校 2年生270名が被害者遺族の講話を拝聴しました。



命の大切さを学ぶ教室

おまわりさんの演奏とドリルの祭典での広報啓発活動

- ・9/24 オーバードホール入場口にて、センターボランティア・学生ボランティアと共にチラシなどを配布。ステージ広報では犯罪被害者支援の必要性と協力をお願いしました。



ステージ広報

犯罪被害者等支援啓発パネル展

(令和5年6月19日～令和6年1月26日 15市町村18箇所を巡回中)



小矢部市役所 (6/19～6/23)



舟橋村 舟橋会館 (6/26～6/30)



氷見市役所 (7/3～7/7)



南砺市役所 (7/24～8/28)



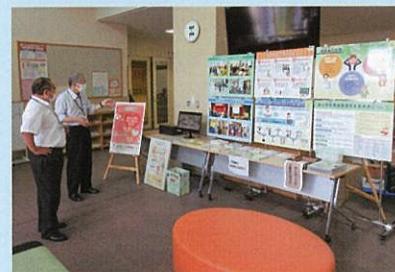
黒部市役所 (7/31～8/4)



富山市役所 (8/21～8/25)



入善町 コスモ21 (8/28～9/1)



高岡・戸出コミュニティセンター (9/4～9/8)



R5.10～R6.1までのパネル展実施予定

月	実施日	自治体	実施場所
10月	10月 2日(月)～10月 6日(金)	滑川市	滑川市役所西館1階玄関
	10月10日(火)～10月13日(金)	高岡市	高岡市伏木コミュニティセンター
	10月16日(月)～10月20日(金)	魚津市	魚津市役所正面玄関ロビー
	10月23日(月)～10月27日(金)	立山町	立山町元気交流ステーションみらいぶ
	10月30日(月)～11月 2日(木)	高岡市	高岡市中田コミュニティセンター
12月	12月 4日(月)～12月 8日(金)	砺波市	砺波市役所正面ホール
	12月11日(月)～12月15日(金)	朝日町	朝日町役場町民ホール
	12月18日(月)～12月22日(金)	上市町	つるぎふれあい館
1月	1月15日(月)～1月19日(金)	射水市	射水市役所1階エントランスホール
	1月22日(月)～1月26日(金)	高岡市	高岡市役所1階ロビー

お詫び



とやま被害者支援センターだより第42号に掲載しました賛助会員様の名簿において、ご芳名の記載漏れがありました。大変申し訳なく心よりお詫び申し上げます。

改めて、記載漏れとなりました方々のご芳名を、とやま被害者支援センターだより43号に掲載させて頂きましたので、何卒ご容赦ください。

ご芳名

【(学)吳羽自動車学校・三協インシュアランスサービス(株)・(株)ハシモト】様

滑川市犯罪被害者等支援条例 制定の動き

滑川市では、令和4年12月の市議会定例会において、犯罪被害者等を支援する条例の制定を求める陳情が全会一致で採択されたことを受け、同条例の制定に向けて取り組んでおられます。

滑川市の条例案では、犯罪被害者等を守るために基本理念が掲げられ、具体的には、市と関係機関が相互に連携するための「支援体制の整備」や「経済的負担の軽減」「日常生活の支援」「安全の確保」等、細部にわたり定めてあります。

今後、滑川市では、パブリックコメント等の実施を経て、本年12月の市議会定例会に議案上程して、年内の施行を目指しています。

富山県の犯罪被害者等支援条例は、平成29年4月1日に施行されていますが、各市町村での条例の制定は未だ無く、滑川市議会においてこの条例案が可決されれば、県下で最初の条例施行の運びになります。

やってみませんか 被害者支援活動ボランティア!!

とやま被害者支援センターでは、現在20名余りのボランティアが支援員として活動中です。主な活動としては、「電話相談」「面接相談」「直接的支援」「自助グループ支援」「広報・啓発活動」等があります。

活動を始めるにあたって研修があるほか、年間を通じて様々な専門分野の講師を招いての講習があるので、「活動ができるかな」と心配する必要はありません。

少しでも犯罪被害者支援に関心がある方は、是非参加してみてください。
自身の社会を見る目が広がりますよ。

● 電話相談



研修を積んだ上で、電話相談に対応します。

● 自助グループ支援



同じような被害にあられた被害者（遺族）同士が集う交流活動の支援を行います。

● 直接的支援



必要に応じて、検察庁・警察署・病院・裁判所等への付き添いなどを行います。

● 広報・啓発活動



被害者の現状と支援の必要性を社会に周知するための広報活動等に参加します。

● 面接相談



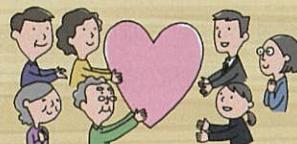
経験と専門的な訓練を積んで、面接での被害相談に対応します。

● 知識と技術向上のための研修



被害者支援活動ボランティアの知識と支援技術の向上を図るための継続的な研修があります。

ボランティア 募集



被害者支援活動ボランティアを募集しています。
詳しくは「とやま被害者支援センター」へお尋ねください。

〒930-0585 富山市牛島町5番7号

公益社団法人「とやま被害者支援センター」

電話 076-413-7820

あなたのこころに寄り添う支援



ボランティアさんの思い

とやま被害者支援センターのボランティアさんに伺いました。

私は、被害者支援活動ボランティアを始めて11年目になります。

62歳のときに見たボランティア募集の新聞記事は、犯罪被害者等支援活動の重要性や必要性を強く説いていました。充実する被疑者、被告人の権利とは裏腹に、罪のない犯罪被害者やその家族の権利がなおざりにされていることに理不尽な思いを感じ、自分が少しでもその支援に役立てばと思い、被害者支援活動ボランティアを決意しました。

当時、自治体議會議員をしていたので、行政の視点からも被害者支援の充実を訴えてきました。その甲斐あって、多くの方々の働きかけで、平成29年に富山県が犯罪被害者等支援条例を施行したことは嬉しく思いました。今は公職を離れていますが、この先、県内各市町村でも犯罪被害者等支援条例が制定されることを願って、その働きかけもこのボランティアの仕事と思って取り組んでいます。

日々のボランティア活動では、相談電話を受けて、相手の方の思いや悩みをうかがって、解決してもらうためにお役に立てればと思いながら続けています。相談の解決につながるお話ができる、相談者が電話をしてよかったですと思ってもらえるように取り組んでいます。また、とやま被害者支援センター職員の日々の活動をお手伝いすることにも充実感を感じて楽しく思っています。

犯罪被害者等支援活動は地道な活動で、なかなか人には理解してもらいにくいのですが、社会になくてはならない活動です。共感を持って一緒にボランティア活動をしてみませんか。

72歳 男性 T.U

～本で広がる支援の輪～

ホンデリング



ホンデリングとは

皆様から本を寄贈して頂きその売却代金をご寄付として犯罪被害に遭われた方々への支援活動に役立てるプロジェクトです。

「本(ホン)で支援の輪(リング)が広がってほしい」という願いを込めて名づけられたものです。

令和4年度は、666冊のご寄贈をいただきました。
皆様のご支援、ご協力有難うございました。



賛助会員ご加入のお願い!

私たちの活動は、皆様方の会費とご寄付等で支えられています。被害者等の方々が安心して相談できるセンターでありたいと日々努力しています。当センターの事業を賛助いただける方のご入会やご寄付をお待ちしています。

賛助会員とは

当センターの事業を財政面で支援していただく法人・団体または個人の皆様です。

年会費

- ◎ 法人・団体会員 1口 10,000円
- ◎ 個人会員 1口 2,000円

賛助会費については、金額:(口数)に制限はありません。

当センター発行の「払込取扱票」にご記入の上、お近くの郵便局でご入金願います。

振込手数料は当センターで負担しますが、窓口、ATMを問わず現金で会費を振り込む場合は、1件あたり110円の加算料金が振込者の負担となります。(郵貯口座の通帳又はカードで支払いする場合はかかりません。)

幸せの黄色いレシートでご支援を!



毎月11日、イオン高岡南店でお買い物をされ、受け取られた黄色のレシートを、店内に設置の幸せの黄色いレシートコーナーにある「当センターのボックス」へ投函していただくと、レシート合計金額の1%相当額の物品が、イオントリニティール株様から当センターに寄贈されます。

当センターでは、それを支援活動等に有効活用させていただいておりますので皆様のご支援をお願いします。

編集後記

私は、今年9月1日から当センターの職員として採用され、多事多端の日々を過ごしています。

実際に職員になって研修を受け、また先輩方の活動内容を学ぶと、犯罪被害者支援活動は、それぞれの方の心情に真剣に向き合いながら耳を傾けて、多様かつ機敏と繊細に支援活動を実効あるものにしていく事が大切だと感じました。

当センターにおける駆け出しの私の役割は、先ずは、支援を必要とされる方が身近におられることを色々な活動を通して幅広く県民に知って頂き、また、支援活動を支えて下さっている方々と手を携えてスムーズな支援活動が行える環境を作る事と考えております。

支援を求められる方の拠り所になれよう心を込めて努めて参ります。(広報担当)

公益社団法人

とやま被害者支援センターだより 第43号

令和5年10月31日発行

発行/富山県公安委員会指定犯罪被害者等早期援助団体

公益社団法人とやま被害者支援センター

責任者/事務局長 小山 重一

事務局/〒930-0858 富山市牛島町5番7号

TEL: 076-413-7820 FAX: 076-471-7825

E-mail/jimukyoku@toyama-shien.com

ホームページ/http://www.toyama-shien.com

相談電話/076-413-7830

